

26改水-04西御門地先水道管更新工事

特記仕様書

佐倉市上下水道部水道課

第 1 章 総 則

第 1 節 総 則

1. 適用範囲

- 1) 本仕様書は、佐倉市（以下「発注者」という。）が発注する水道管更新工事に適用する。
- 2) 受注者は、発注者の監督員の指示に従ってこれらの工事施工をするとともに、本仕様書に、定めのない事項は、法令等に定めるもののほか、千葉県県土整備部技術管理課監修の土木工事共通仕様書、千葉県企業局編集の水道工事標準仕様書、佐倉市水道配水用ポリエチレン管施工要領、建設工事請負約款、佐倉市建設工事適正化指導要領、佐倉市建設工事指導マニュアル及び建設業退職金共済制度に係る掛金収納確認マニュアル（以下「共通仕様書等」という。）によるものとする。この場合において、千葉県あるいは佐倉市と記載のあるものは、発注者に読みかえ、適宜、適用するものとする。ただし、次の項目については、適用しないものとする。

千葉県土木工事共通仕様書

第 3 編 土木工事共通編

- 5) 1－1－6 工事完成図書の納品 2. 及び 3.

2. 優先順位

- 1) 共通仕様書等より水道工事標準仕様書を優先する。
- 2) 本仕様書、共通仕様書等及び契約図書に疑義がある場合、若しくは、重複等がある場合は、監督員の指示を優先とする。

3. 障害物の処理

工事施工にあたり、他の埋設物及び障害物があった場合、埋設物の管理者に立会いを求め、その処理については管理者及び監督員の指示によるものとする。

また、埋設物等に損害を与えた場合は、管理者及び監督員に報告を行い、受注者の負担において、すみやかに復旧すること。

4. 保安及び衛生

工事現場の管理は、労働安全衛生法その他関連法規及び条例に従って、適切な施設及び設備を施し、火災、盗難、その他事故防止に十分注意しなければならない。

工事現場は、常に整理整頓し、工種ごとの工事を一部終了したときは、その部分ごとに後片付け清掃を行うなど、清潔さを保持するよう努めなければならない。

工事施工箇所を明示する標識及び工事現場の安全に必要なすべての設備を設けなければならない。

受注者は、工事施工のため交通規制する必要があるときは、関係官公署と十分協議して必要な箇所に指定の表示をするとともに、事故防止に万全を期さなければならない。

5. 安全対策

工事中は、すべてに関し安全第一とする。歩行者に対しては、安全な通行を確保し、必要に応じて誘導すること。

受注者は、工事施工に際し、公衆の生命身体もしくは財産に関する危害または、迷惑を防止するため必要な処置を講ずること。

工事は、各工種に適した工法に従って施工し、設備の不備、不安全な施工等によって事故を起こすことがないように十分注意すること。

工事機械器具の取扱いには、熟練者を配置し、常に機能の点検整備を完全に行い運転にあたっては操作を誤らないようにすること。

工事期間中、資材、コンクリート、土砂等の搬出入口及び交差点には、交通誘導警備員あるいは保安要員を配置して、安全を期すこと。

工事による交通規制箇所については、工事施工中はもとより休憩時間についても、交通誘導警備員を適切に配置すること。

工事施工中に事故が発生したときには、所用の処置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容について直ちに監督員に報告すること。

6. 公害防止

工事に使用する道路は、常に路面状態を監視し、工事用車両の通行により道路及び道路施設を損傷した場合、直ちに補修を行い地域住民に迷惑を及ぼさないように留意しなければならない。工事中は人畜、構造物、田畑、作物等に損傷を与えぬよう注意しなければならない。

作業に伴う濁水、作業範囲内の排水は、監督員の指示により環境基準に即して処理し、排水すること。また、排水作業等を行う時、本管の仕切弁や排水弁等の操作は原則として監督員や市職員が行うものとし、受注者については排水作業等の補助を行うものとする。

なお、受注者の責により水道利用者等へ損害を与えた場合の費用は、受注者の負担とする。

7. 事前測量及び試験調査

受注者は、工事施工着手前に必要な事前測量を実施しなければならない。その結果、設計図と現地に差異が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

現地にある境界及び基準点等に変動を与えてはならない。もし、一時撤去や移動の必要がある場合には、必ず事前に監督員へ報告し施設管理者の指示に従うものとする。また、受注者により復元等を行った場合には、必ず測量の成果表を監督員へ提出するものとする。

試験調査は原則として、監督員及び受注者の両者立会いのもとで行い、試験結果の報告書は、すみやかに作成し、監督員へ提出すること。

8. 費用負担

材料及び工事の検査並びに測量（道路用地、基準点等含む）、調査、試験、諸手続等に必要の費用は受注者の負担とする。

9. 設計変更及び契約変更

設計変更及び契約変更については、次の各号の場合は、対象としないものとする。ただし、減額となる場合はこの限りではない。

- 1) 設計表示単位に満たない場合は、設計変更及び契約変更の対象としない。
- 2) 一式表示については、契約者に図面、仕様書又は現場説明においての設計条件又は実施（又は施工）方法を明示したものにつき、当該設計条件又は実施（又は施工）方法を変更した場合のほかは、原則として、設計変更及び契約変更の対象としない。

10. 損害賠償等

受注者は、工事のため田、畑、家屋等あるいは第三者に損害を与えぬよう施工することはもちろんのこと、損害を与えた場合は、その責任を負わなければならない。

11. 工事用設備

受注者は、必要に応じて下記の設備を準備すること。

- 1) 事務所、材料置場等
- 2) 工事用機械器具
- 3) 工事現場標識等
- 4) 工事用電力及び工事用水
- 5) 土地借用等

12. 建設発生土

本工事で発生する建設発生土については、佐倉市臼井田地先ふるさと広場に運搬するも

のとする。ただし、これにより難い場合が生じたときには、監督員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

また、当該建設発生土が受入地の要求土質を満たすことを、事前に確認するものとし、下記の土質調査が必要となる。

- ・土粒子の密度試験
- ・土の含水比試験
- ・土の粒度試験
- ・土の液性限界・塑性限界試験
- ・突固めによる土の締固め試験
- ・締固めた土のコーン指数試験
- ・土壌分析（環境庁告示第46号による）28項目

土砂の運搬にあたっては、残土をまきちらさぬよう荷台にシートをかぶせる等を行い過積載には十分に注意すること。

13. 材 料

本工事に使用する材料はすべて、ISO、JIS及びJWWA規格並びにPOLITEC規格に適合したものでなければならない。ただし、標準仕様書及び設計図に明記したものはこの限りでない。また、現場条件等により他の材料を使用する場合は、監督員と協議のうえ決定する。

材料については、「水道工事標準仕様書」の（2. 材料）を準用するものとする。

給水材料については「給水装置工事施工基準（佐倉市上下水道部）」による。

配水管については、内面エポキシ樹脂粉体塗装ダクトイル鋳鉄管（GXDIP及びKDIP）を使用するものとする。

14. 布 設

管路の布設位置は、設計図を参考とし、監督員と打ち合わせのうえ決定する。

15. 充水・洗浄

充水・洗浄の日時、方法等は、監督員の指示によるものとする。

受注者は、工程期間に充水・洗浄の期間を考慮した工程を組み、作業時に立会うこと。

なお、仕切弁等の開閉操作を行わないこと。

また、通水完了後、施工箇所を巡回し、不良箇所がないかどうか確認するとともに、不良箇所が認められた場合は、直ちに監督員に報告し、手直しをすること。

16. 工事着手前に監督員と本工事に関する詳細を打ち合わせなければならない。なおかつ、本工事に対して疑義を生じた場合は、直ちに監督員に連絡し、その指示を受けること。受注者の専決は固く禁ずる。

17. 参考図書等に記載されている数量は参考数量であり、入札にあたっては各社独自に現場を精査し見積等を行い、必要な数量を把握したうえで積算すること。

18. 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。

19. 受注者は、千葉県が運用を開始している環境マネジメントシステムの構成要素をなす「公共事業における環境影響の低減」を推進し、達成するため施工計画書“環境対策”内に、「環境に配慮した工事実施計画」について記載するものとする。

工事施工にあたっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これにより難しい場合は監督員と協議するものとする。

20. 受注者は、主任技術者等（建設業法第26条による主任技術者又は監理技術者をいう。）を適正に配置すること。

また、主任技術者等は、有資格者であって、上水道工事に従事した経歴を有する者を配置するものとし、契約時にその経歴を提出すること。

21. CORINSへの登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録

機関に登録申請しなければならない。

22. 工 期

工期は、雨天、休日等を見込んだものとする。なお、休日には、日曜日・祝日及び年末年始の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

23. 週休２日工事

本工事は、週休２日工事である。受注者は、現場閉所による週休２日工事として取り組むこと。なお、予定価格には、４週８休（対象期間中の現場閉所率が２８．５％以上の場合をいう。）達成相当の経費を補正している。その他週休２日工事の施工に当たっては、「佐倉市週休２日工事実施要領」の規定に基づき行うこと。

第2節 一般共通事項

1. 受注者は、工事の施工、機器の製作据付にあたって、次の各事項に準拠すること。
 - 建設業法 ○ 日本産業規格（JIS）
 - 建築基準法 ○ 日本農林規格（JAS）
 - 道路交通法 ○ 電気規格調査会標準規格（JEC）
 - 騒音規制法 ○ 日本電線工業会規格（JCS）
 - 労働基準法 ○ 経済産業省 電気設備の技術基準
 - 労働安全衛生法 ○ 日本電気協会 内線規程
 - 条例・規程 ○ その他
2. 本仕様書及び設計図に明示されていない事項があるとき、または、内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議して定める。
3. 受注者は、指定の日までに発注者の定める様式により次の書類を提出しなければならない。また、提出した書類に変更が生じたときは、発注者にすみやかに変更届けを提出しなければならない。
 - 1) 着手届及び工程表
 - 2) 現場代理人及び主任技術者届
 - 3) 施工計画書
 - 4) 材料使用届
 - 5) 建設業退職金共済証紙購入状況報告書（請負額500万円以上）
 - 6) 道路使用許可書（写）、道路工事届出書（消防署・通行止及び片側通行）（写）
 - 7) 材料置き場等賃借契約書（写）
 - 8) 特定建設作業実施届出書（写）
 - 9) 石綿作業主任者技能講習修了証（写）（石綿作業が発生する場合のみ）
（特定化学物質等作業主任者技能講習修了証（写））
 - 10) その他監督員が指示する書類
4. 受注者は、工事の施工に必要な関係諸官公署及び他企業への手続を受注者の責任において、迅速、確実に行い、その経過については、すみやかに監督員に報告しなければならない。
5. 受注者は、提出した工程表に基づき適切な工程管理を行わなければならない。これを変更した場合も同様とする。

6. 受注者は、工事実施状況を記録した工事日報、工事写真及び毎月の工事進行状況を記録した工事月報を作成し、発注者の要求がある場合は提出しなければならない。
7. 受注者は、施工方法及び施工順序について、あらかじめ監督員と協議しなければならない。
8. 受注者は、工事施工に必要な仮設物、主要機械設備及び材料置場等の配置計画並びに段取りについて、あらかじめ監督員と協議しなければならない。また、民有地を使用する場合の土地の借上げ及び補償等は、すべて受注者の負担において行わなければならない。
9. 工事用電力及び工事用水設備は、受注者の負担において行わなければならない。
10. 受注者は、現場事務所・宿舎・材料置場について、工事に支障のないよう確保し、受注者の名称・管理者名・連絡先等を明示しなければならない。
11. 工事現場には、道路工事保安施設設置基準（国関整道管第8号 令和元年5月21日）に基づき工事標識等を設置しなければならない。
12. 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上、地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう、監督員と協議のうえ必要な防護工等の処置を施さなければならない。
13. 豪雨出水その他天災に対しては、平素から気象予報などについて十分な注意を払い常にこれに対処できる準備をしておかななければならない。
14. 工事にあたり、危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講じなければならない。
15. 受注者は、工事で必要な各種試験、製作届書、検査要領書及び計算書を発注者の指定する部数（1部）及び下記関係図書（1部）を提出すること。

工事竣工図（完成検査後納品）

工事写真一式

試掘の成果資料（実測図・工程写真）

その他の資料（打ち合わせ記録簿等）

本仕様書に決められた事項及び監督員の指示する書類も同様とする。

16. 受注者は、工事進行に伴い自己の負担において、次の事項について記録写真を撮影し、必要に応じて監督員に提出しなければならない。

1) 工事着手前及び完成後全景の写真

2) 施工中並びに施工方法の記録

3) 後刻検査困難または不可能な箇所及び作業状況

4) その他監督員が指示するもの

17. 工事の終了したときは、後片付け及び清掃等を工事期間内に完了しなければならない。
18. 工事の完成検査、一部完成検査、中間検査にあたっては、受注者または現場代理人は、主任技術者または監理技術者と共に当該検査に必ず立会いすること。また、検査に際してあらかじめ出来形図、その他検査官及び監督員の指示する資料及び記録を準備して検査にあたるものとする。
19. 受注者は、検査の方法について異議を申し立てることはできない。

第2章 特 記 事 項

1. 施工一般

1) 掘削工

(1) 管土被りは、標準 1. 2 0 mとする。ただし、設計図書に明示のある場合は、設計図書のとおりとする。

(2) 掘削断面は、設計図書による。

接合部及び床掘部は、接合作業及び管底面床付作業の完全を期せるように掘削しなければならない。

(3) 掘削機械のバケット容量は、作業状況に適したものを使用する。ただし、前記の掘削断面は確保すること。

(4) 作業上、土留めが必要と思われる箇所は土留工を行い、作業の安全を図ること。

2) 配管工

(1) ダクティル鋳鉄管布設工事には、(公社)日本水道協会に配水管技能者名簿登録者(耐震継手)の登録を受けている者を配置すること。

※配水管工技能講習会受講修了者に交付される登録証の有効期限を迎える者は更新すること。

(2) ダクティル鋳鉄管管路の異形管部には、防護のための適切な一体化長さを確保すること。

(3) 水道配水用ポリエチレン管の布設工事には、水道配水用ポリエチレン配管施工講習を受講している者を配置すること。

3) 通路の確保

一般道路では片側通路を確保し、また通行止めのできる道路でも、住民及び一般車両等の通行に支障のないよう覆工等を行い、安全な通路を設けること。さらに道路管理者、監督員の指示を遵守すること。

4) 管明示

道路に水道管を埋設する場合には、明示テープ(上水道管用年号入り・エコポリテープ・青／白文字・巾 3 0 mm)及び明示シート(エコ再生率 6 0 %、裏・黒)を施すこと。

明示テープは、すべての管径について胴巻テープと天端テープを貼付すること。

道路に給水管を埋設する場合は、明示シートを施すこと。

5) 工事記録写真

監督員の指示により撮影し提出すること。特に埋設深さ、転圧状況、位置、接続、他の埋設物との間隔等が判断できるものでなければならない。

6) 埋戻し

片埋めにならないように注意しながら、30cm以下ごとに、十分締固めること。また、軟弱地盤等の場合は、監督員と協議すること。

7) 給水切替工

宅地内給水管の施工にあたっては、所有者等へ十分に説明し、作業の同意を得て切替を行うものとする。なお、同意が得られない場合は、監督員と協議すること。

給水切替完了後、水圧試験を実施すること。

8) 防食工

(1) ダクティル鑄鉄管の切断部切口は、防食ゴムまたは防食キャップにより覆うこと。

ただし、規格がない管径のものについては、専用塗料により防食すること。

(2) サドル分水栓・割T字管によりダクティル鑄鉄管から穿孔する場合は、切り口にゴムライニング付銅製防食コア（密着式）・SUSブッシュ（φ150まで）を挿入すること。

(3) ダクティル鑄鉄部（ポリエチレン管の仕切弁部等も含む）・VLS部には腐食防止のため、ポリエチレンスリーブを巻き防食テープで固定すること。（VLSは防食テープのみ）

9) 撤去

(1) コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥の搬出については、建設廃棄物処理に関する各種法令等に準拠し実施するものとする。

(2) 搬出に先立ち、受け入れ条件について処理場に確認しなければならない。

(3) 受け入れ場所等の位置図及び許可書等の写しを、監督員に提出する。

(4) 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、前項により難しい場合には、監督員と協議するものとする。

10) 表層工

(1) 受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

- (2) 受注者は、施工にあたってプライムコートを施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石・ゴミ・その他の有機物を除去しなければならない。
- (3) 受注者は、路盤面に異常を発見したときは、その処置方法について監督員と協議しなければならない。
- (4) プライムコートの散布にあたっては、側溝等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータ又はエンジンブレーヤで均一に散布しなければならない。
- (5) 仕切弁筐、消火栓室、マンホール各種柵類の天端は、周辺地盤になじみよく取り合わせるものとし、天端が周辺地盤より低くならないように注意しなければならない。マンホール等の天端と表層の計画高が合わない時は、マンホール等の高さ調整を行うこととし、舗装後は必ず蓋及び内側を清掃すること。

1 1) 混合等

(1) 混合物の運搬

混合物の運搬にあたっては、十分な保温措置を施すものとする。

(2) 敷均し・転圧

混合物の舗設は、温度管理に留意し速やかに敷均しを行い、十分に転圧を行うものとする。

2. 建設副産物対策

別紙「建設副産物特記仕様書」参照

3. 安全対策

1) 公衆災害

工事の施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）」に従って行わなければならない。

2) 安全対策

(1) 受注者は、発注者が行う安全対策に関する審査、検討、安全点検等に協力をしなければならない。

(2) 発注者が指示するときは、受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全かつ円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置するものとする。

3) 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として

作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施するものとする。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容等の周知徹底
- (3) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- (4) 本工事における災害対策訓練
- (5) 本工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

4) 施工計画の作成

施工に先立ち、施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出しなければならない。

4. 現場代理人等

現場代理人、監理技術者及び主任技術者は、本工事現場内で腕章を着用すること。

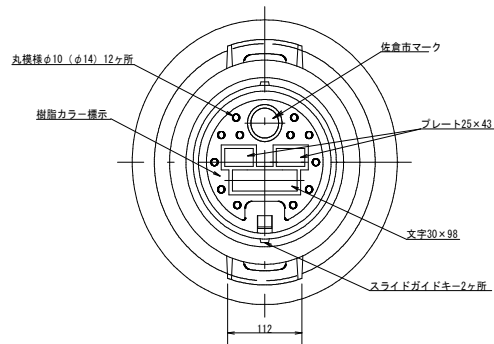
なお、現場代理人が監理技術者または主任技術者を兼務する場合は、現場代理人の腕章を着用すること。

5. 標準構造図

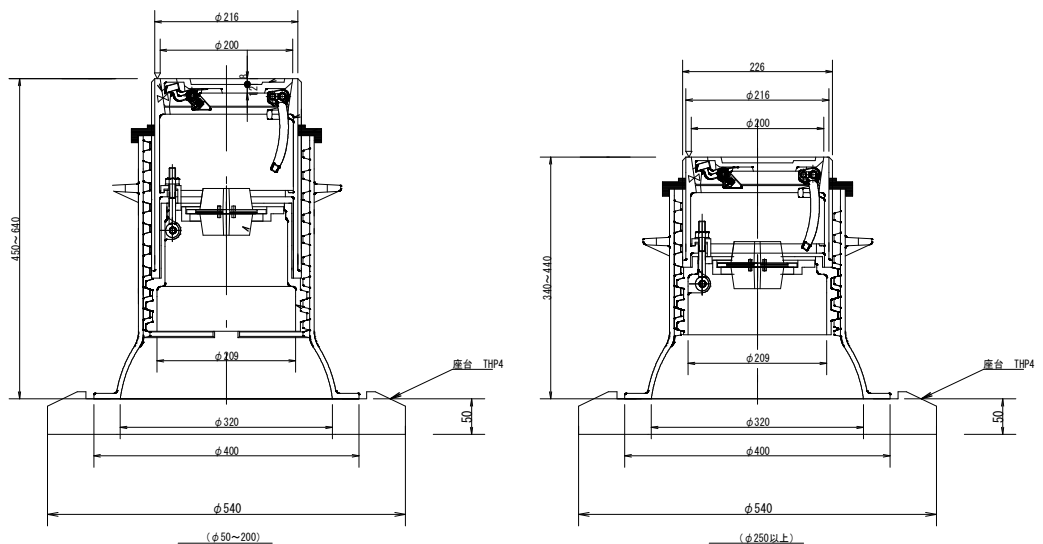
設計図面に記載がない場合は、標準構造図にて施工すること。また、使用した構造図は工事竣工図にて提出すること。

仕切弁筐設置標準図（参考図）

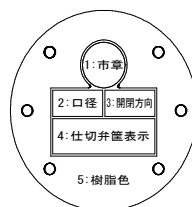
平面図



断面図



仕切弁筐表示標準構造



仕切弁筐表示	樹脂色
仕切弁 (配水)	青色樹脂
排水弁	黄色樹脂
仕切弁 (導水)	緑色樹脂
不断水仕切弁	赤色樹脂
沈下棒	茶色樹脂

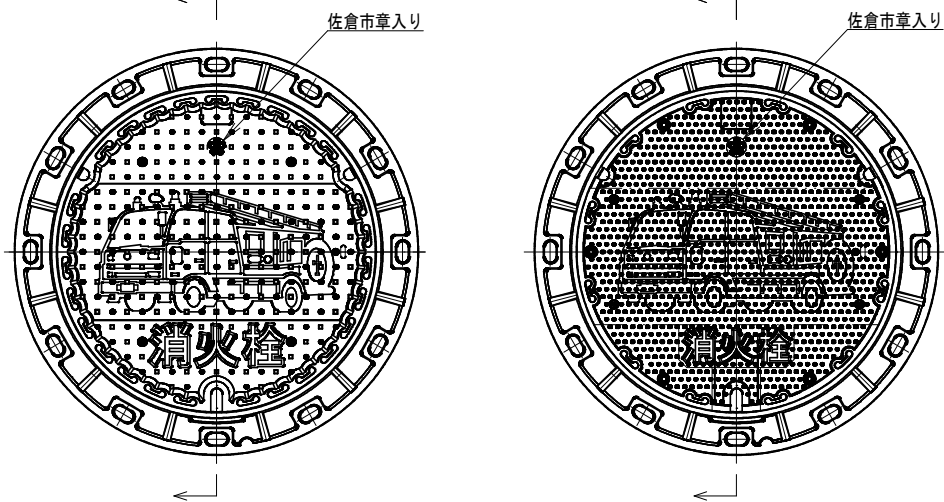
- 1: 佐倉市章 3: 開閉方向・・・右開、左開
2: 口径表示 4: 仕切弁筐表示及び樹脂色

消火栓室設置標準図（参考図）

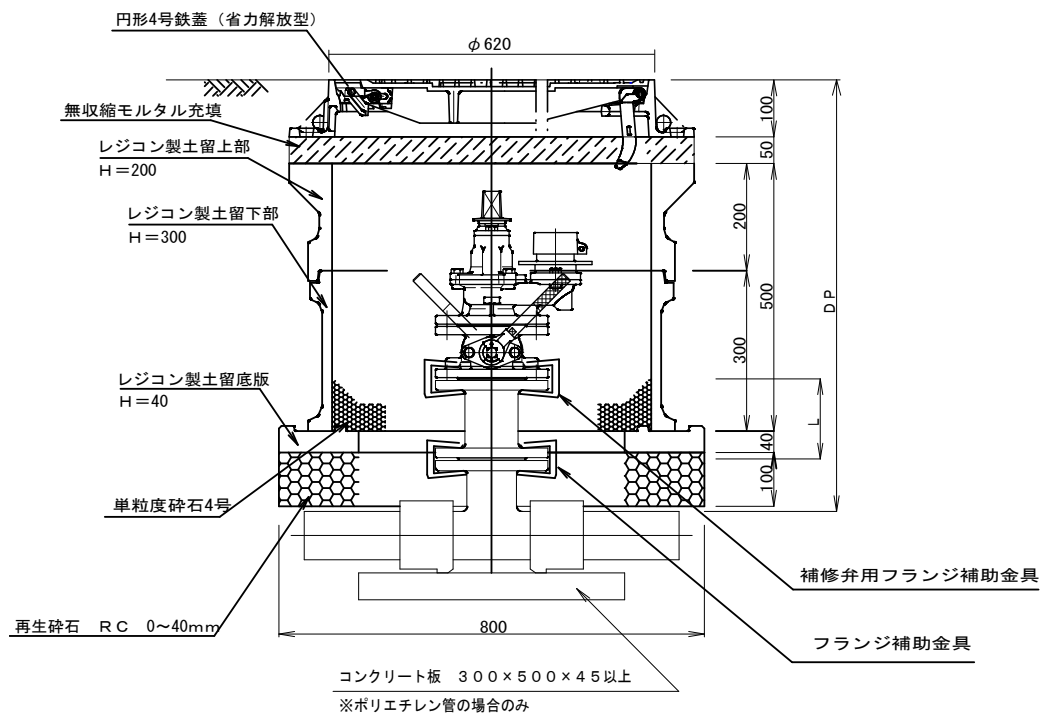
（単口消火栓）

平面図

車道用スリップ防止消火栓鉄蓋（φ600） 歩道用スリップ防止消火栓鉄蓋（φ600）



断面図

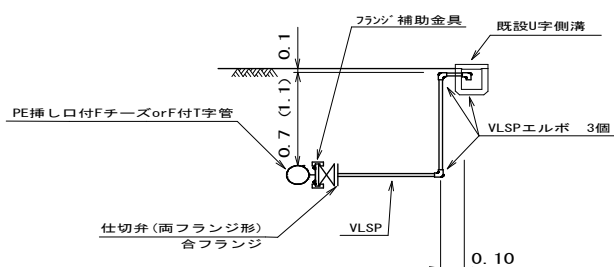


鉄蓋性能表

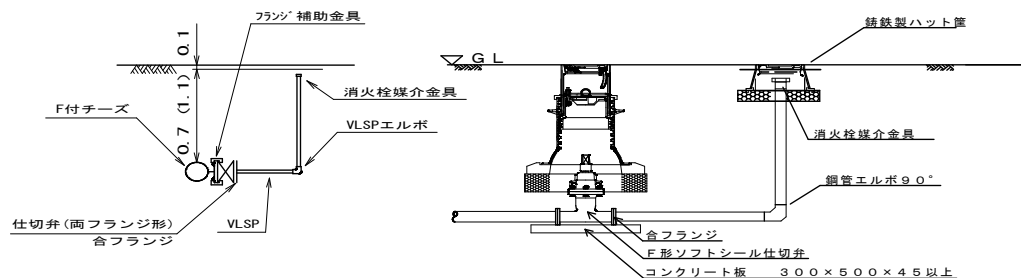
パール操作力kgf (N)	50 (490) 以下	D P	L
揺動量（ずれ上がり性）	1mm 以下	800	150
		1000	250
		1200	400

排水施設標準図（参考図）

側溝有部



側溝無部



※ VLSP口径は、監督員と協議すること。

埋戻しの施工方法及び施工管理基準

1. 施工方法

道路機能を掘削前と同様に回復させるため、以下のとおり十分に締固めを行うものとする。

なお、埋戻しは、特に指示がない限り、当日中に仮々復旧まで完成しなければならない。

埋戻工に使用する埋戻し材料については、最大粒径40mm以下を使用するものとする。

ただし、ポリエチレン管布設時は、管周り10cmを山砂とする。

1) 管周辺部の埋戻し

管周辺部の埋戻しは、埋戻し材料を管底、管側部並びに管と管の間に十分廻り込ませ、次の規定に適合した締固め方法をとらなければならない。

- (1) 埋戻し材料は、管の移動や偏圧を生じさせないように投入すること。
- (2) 管側部の埋戻しまき出し厚は、最大10cmとする。各層ごとに埋戻し材料を均等に敷きならすこと。
- (3) 締固めは、管側部の左右に不均衡を生じさせないように入念に締固めること。
- (4) 管周りは、適切な工具（突き棒、電動式締固め機等）を用いて隙間がないよう入念に人力で締固めること。

2) 埋戻し部（管周辺の上部）の埋戻し

埋戻し部の埋戻しは、各層ごとのまき出し厚を30cmとし、均等に敷きならした後、次の規定に適合した締固め方法をとらなければならない。

- (1) タイピングランマー、振動コンパクター等を用いてよく締固めること。
- (2) 掘削構内の地下埋設物に損傷が生じないように事前に十分点検するとともに適切な防護を施すこと。
- (3) 埋戻し後は、余剰土等を直ちに搬出処理し、汚れた路面は清掃すること。

3) 土留めの撤去

矢板の撤去に際し、周辺地盤の崩壊のおそれがないことを確認すること。矢板設置跡には突き棒等を用い、埋戻し材を十分に充填すること。

建設副産物特記仕様書

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「コブリス・プラス」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、受注者は、法令等に基づき、「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

なお、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに、「コブリス・プラス 登録済確認書」を同システムにより作成し、各一部提出するとともにこれらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

請負金額1,000千円以上のすべての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず作成する。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、別紙の「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督員の確認を受け、同申請書を提出すること。
- 3) 建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理計画を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。
- 4) 建設副産物の処理完了後すみやかに、別紙の「建設副産物処理調書」を作成し、提出するとともに、実際に要した処理費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督員に提示し確認を受けること。
- 5) 建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票のうち、D票及びE票の写しを提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提示すること。

2. 建設リサイクル法

・ 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

- 1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事（請負金額500万円以上）の場合は、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられる。

建設工事請負契約書「解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

- 2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督員に報告することとする。

- ・ 再資源化等が完了した年月日
- ・ 再資源化等した施設名称及び所在地
- ・ 再資源化等に要した費用

なお、その書面は「コブリス・プラス」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

・ 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

- 1) 建設リサイクル法第12条により、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面（説明書）を提出し説明を行うこととする。
- 2) 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。
- 3) 書面は、施工計画書に添付するものとする。

3. 建設副産物処分

舗装版切断の排水

1. 舗装版切断時に発生する排水を回収し、産業廃棄物（汚泥と廃アルカリの混合物）として適正に処理すること。
2. 当該排水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、当該排水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物（汚泥）として適正な運搬・処理を実施すること。

塩化ビニル管

1. 塩化ビニル管は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第4項に規定する「産業廃棄物」に該当するので、収集運搬等において赤錆等の発散防止を行い、適正に処理すること。
2. 塩化ビニル管の処分先は、監督員と協議すること。

施 工 条 件 の 明 示

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	1. 工程管理に留意すること。 2. 仮設管及び本管の充水、洗浄、合流作業における仕切弁等操作は、数日にわたり時間をかけながらの開閉となるため、現場状況にもよるが総日数およそ2週間程度を見込むこと。
用 地 関 係	1. 官民境界標及び民々境界標を確認し、侵さないこと。 2. 民地内の施工については、所有者の承諾を得ること。
公 害 対 策 関 係	1. 使用重機は、排出ガス対策型とする。
安 全 対 策 関 係	1. 施工は、片側交互通行で行う予定である。 即日復旧を行い、早朝・夜の車両及び歩行者の通行を確保すること。 また、復旧に際しては、段差摺り付け等安全対策に充分留意すること。 2. 作業時間帯以外であっても異常気象時には、パトロール（信号、標識類、道路状況等の確認）を実施し、異常があった場合はただちに復旧を行うこと。また、道路の沈下・陥没等が発生した場合は、ただちに監督員に連絡するとともに、復旧を行い交通の支障とならないよう努めること。 3. 施工箇所周辺の事前写真を撮ること。 4. 道路使用許可条件厳守のこと。 5. 工事許可区域外の重機の自走は、堅く禁ずる。 6. 掘削深1.5m未満の箇所においても、現場状況等を検討し、必要に応じて土留を設置すること。 7. 交通誘導警備員は1日2人とし、交差点部については必要な人数を適切に配置すること。
工 事 用 道 路 関 係	なし。
仮 設 備 関 係	1. 資材置場を借地する場合は、受注者の責任において借地すること。また、保安対策に充分留意すること。
残 土 ・ 産 業 廃 棄 物 関 係	1. 別紙「建設副産物特記仕様書」によること。 2. アスファルト塊の処分は佐倉市太田地先とする。路盤廃材の処分は佐倉市太田地先とする。これにより難しい場合は、監督員と協議すること。 3. 汚泥は、千葉市稲毛区山王町地先の中間処理場とする。これにより難しい場合は、監督員と協議すること。 4. 建設発生土処分は、佐倉市臼井田地先（ふるさと広場）とする。なお、処分に先立って土質性状の確認をすること。

工 事 支 障 物 件 等	その他地下埋設管等
排 水 工 (濁水処理を含む)関係	なし。
薬 液 注 入 関 係	なし。
そ の 他	1. 工事完成後2年間、埋め戻し施工等の不良が原因で、路面沈下及びその他不良箇所が生じたときは、発注者の指示するところにより受注者の責によって、直ちに手直しを行うこと。 2. 当該工事箇所の舗装復旧工事における仕切弁筐などの高さ調整は、「水道管耐震化工事」受注者の負担とする。ただし、計画地盤高の極端な変更の場合は、協議とする。 3. 仮設トイレ等を設置すること。 4. 配水管及び仮設管の施工については原則として、断水による施工はしない。 5. 施工については、参考図を基本とする。これにより難しい場合は、協議すること。 6. 他占用物との交差については下越しを原則とする。 7. 他占用物との離隔は原則として 30 cm 以上を確保すること。ただし、確保できない場合は、監督員と協議すること。 8. 苦情及び事故については、すみやかに監督員へ連絡すること。 9. 施工予定等の通知を十分行うこと。 10. 試掘箇所については、監督員と協議のうえ、必要箇所を行うこと。 11. 既設給水管は撤去せずにキャップ留めすること。 12. 仮設仕切弁、仮設排水弁、仮設空気弁等には、マーキング等を設置し識別できるようにすること。 13. 弁筐を設置しない仕切弁については、塩ビ管及び埋設シートを設置し、構造物が埋設されていることがわかるようにすること。 14. 舗装仮復旧から舗装本復旧までの自然転圧期間において、路面に「すいどう 仮舗装」の明示を工事起点部・中間部・終点部にテンプレートを使用した白色でマーキングを行うこと。

様式－ 1

建設副産物処理承認申請書

令和 年 月 日

工 事 名 _____ 工 期 年 月 日～ 年 月 日 請負業者名 _____ 住 所 _____
 工事場所 _____ 処理期間 年 月 日～ 年 月 日 現場代理人名 _____ 電話番号 _____

建設副産物	建設発生土 (m3)	路盤廃材 (m3)	アスファルト・コンクリート塊 (トン)	コンクリート塊 (トン)	建設汚泥 (トン)	
処理場所 所在地 電話番号						
地目		—	—	—		
面積 * 高さ	m2 * m	—	—	—		
処理業の許可番号	—					
許可期限	—					
農地転用等 許可番号		—	—	—		
処理数量						
処理費用 (円)						
運搬距離 (k m)						
運搬業者 下請業者名 同電話番号 収集運搬 許可番号	元請 下請	元請 下請	元請 下請	元請 下請		

- (注) 1. 工事現場と処理地の関係がわかる図面を添付のこと。(A4)
 2. 「建設廃棄物処理委託契約書」の写しを添付すること。
 3. 処理費用とは、運搬費を含まない単位あたり処理費とする。
 4. この申請書は 1 部提出すること。

様式－ 2

建設副産物処理調書

令和 年 月 日

工事名 _____ 工期 年 月 日～ 年 月 日 請負業者名 _____ 住 所 _____
 工事場所 _____ 処理期間 年 月 日～ 年 月 日 現場代理人名 _____ 電話番号 _____

建設副産物	建設発生土 (m ³)		路盤廃材 (m ³)		アスファルト・コンクリート塊 (トン)		コンクリート塊 (トン)		建設汚泥 (トン)			
処理場所												
運搬距離	k m		k m		k m		k m		k m		k m	
年 月	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計	数量	累計
合計												

(注) 1. この調書は 1 部提出すること。

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 称 26改水-04西御門地先水道管更新工事

工 事 場 所 佐倉市西御門地先

工事延長 L=184.1m

1. 配水管布設工 GXDIP ϕ 200 L=184.1m

2. 仕切弁設置工 ϕ 200 N=2基 ϕ 100 N=1基(排水弁)

3. 消火栓設置工 N=1基

4. 給水切替工 N=1箇所

5. 仮設配管工・仮給水工 一式

6. 既設管撤去工・試掘工 一式

7. 通水試験工・区画線工 一式